

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

川西町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平野部

(1) 現況

本地域は、奥羽山脈や朝日山地、吾妻・飯豊山地に囲まれた米沢盆地のほぼ中央に位置し、本町の北東部に広がるエリアである。気温は日較差が大きく、夏は高温多湿で冬は風雪の日が多い盆地型の気候である。長年、稲作を基幹作物とした農業を展開しているが、近年はダリア、アルストロメリアといった花きや、アスパラガス、えだまめを中心とした野菜栽培も盛んであり、加えてブランドとして確立している米沢牛の繁殖や肥育も盛んに行なわれている。また、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念され、その負担軽減が課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間部

(1) 現況

本地域は、奥羽山脈や朝日山地、吾妻・飯豊山地に囲まれた米沢盆地のほぼ中央に位置し、本町の南西部の標高300～400mの緩い丘陵地帯に広がるエリアである。気温は日較差が大きく、夏は高温多湿、冬は風雪の日が多く、豪雪地帯である。長年、稲作を基幹作物とした農業を展開している。また、ブランドとして確立している米沢牛の繁殖や肥育も盛んに行なわれているため、飼料作物も多く作付されている。また、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が

生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念され、その負担軽減が課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び、同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平野部	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中山間部	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

・法第3条第3項第2号に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみと

する。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）であって、川西町全域

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(I) 自然条件により小区画・不整形な田

(II) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(III) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(d) 山形県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長

が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは次のとおりである。

ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

イ その他町長が認めたもの

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畠への地目変換等については、必要に応じて集落協定に記載するものとする。